

敦賀市庁舎建設基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 敦賀市が市庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、敦賀市庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）に掲げる基本理念に沿って、広く市民の意見を反映し新庁舎に必要な機能等を具体化するため、敦賀市庁舎建設基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、敦賀市が行う基本計画の策定に向けて、次に掲げる事項について協議し、意見集約した結果を市長に報告するものとする。

- (1) 基本計画の案の作成に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に向けて必要と認められる事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の推薦を受けた者
- (3) 副市長の職にある者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める意見集約の結果を市長に報告するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ワークショップ)

第7条 委員長は、委員会の議論に資することを目的として、ワークショップ

を設置することができる。

- 2 ワークショップの所掌事務は、基本構想に掲げる基本的機能に対する意見抽出とし、とりまとめた意見を委員会に報告するものとする。
- 3 ワークショップの構成員は、市民公募の委員20名程度とする。
- 4 ワークショップは、基本構想に掲げる基本理念に沿って、4つの分科会を設置することができる。
- 5 ワークショップの各分科会は、委員長が必要に応じ招集し、別に設置の庁内ワーキンググループ各部会との合同開催とする。ただし、最初の会議は、市長が招集する。
- 6 ワークショップの各分科会の進行は、合同で開催する庁内ワーキンググループの各部会長が行う。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、議長が非公開が相当であると認める場合には、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の運営及び庶務は、総務部契約管理課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月13日から施行する。